

令和元年度 第1回

高知市地域福祉計画推進協議会 資料

【書面開催】

目次

高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	P. 1
高知市地域福祉計画庁内検討委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	P. 2
高知市地域福祉計画推進協議会条例	・ ・ ・ ・ ・	P. 3
施策の体系図	・ ・ ・ ・ ・	P. 5
<報告事項>		
1. 国の動向	・ ・ ・ ・ ・	P. 6
2. 再犯防止の推進に係る取組	・ ・ ・ ・ ・	P. 13
3. 計画の推進に向けた取組について		
(1) 高知市の取組	・ ・ ・ ・ ・	P. 16
(2) 高知市社会福祉協議会の取組	・ ・ ・ ・ ・	P. 26

【別紙資料】

1. 高知市地域福祉活動推進計画【第2期（2019～2024年度）】
重点目標の進捗状況（高知市）
2. 第2期高知市地域福祉活動推進計画
令和元年度 高知市社協の取り組み
3. 【参考資料】令和元年度 地域福祉活動 事例集
4. 高知市地域福祉活動推進計画【第2期（2019～2024年度）】
計画の推進に向けた取組の進捗状況（高知市社会福祉協議会）

高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿

委嘱期間:平成 31 年4月1日～令和4年3月 31 日

	所属	役職等	氏名
1	高知市秦地区社会福祉協議会	会長	葛目 顕
2	高知市民生委員児童委員協議会連合会	監事	島元 健三
3	公募委員		高橋 英美
4	社会福祉法人みその児童福祉会 児童家庭支援センター高知みその	センター長	武樋 保恵
5	国立大学法人高知大学 教育研究部総合科学系 地域協働教育学部門	教授	玉里 恵美子
6	高知市町内会連合会	会長	長尾 達雄
7	公募委員		仲田 和生
8	高知県保育士会	副会長	中村 木綿子
9	社会福祉法人すずめ福祉会 すずめ相談支援センター	管理者	西村 昇
10	特定非営利活動法人NPO高知市民会議	理事	東森 歩
11	社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会 特別養護老人ホームあざみの里	理事・施設長	福田 晃代
12	NPO法人いきいき百歳応援団	理事長	細川 英美
13	初月地区防災連合会	会長	松下 潤一
14	特定非営利活動法人地域サポートの会 さわやか高知	会長	三谷 英子
15	高知市西部地域高齢者支援センター旭出張所	社会福祉士	三橋 満美
16	特定非営利活動法人土佐山アカデミー	事務局長	吉富 慎作

高知市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿

	役 職	氏 名
1	健康福祉部長	村岡 晃
2	健康推進担当理事	豊田 誠
3	健康福祉部副部長	田中 弘訓
4	福祉事務所所長	中村 仰
5	地域防災推進課長	葛目 京子
6	地域コミュニティ推進課長	藤原 美穂
7	くらし・交通安全課長	前田 敦夫
8	人権同和・男女共同参画課長	明坂 通子
9	健康福祉総務課長	大北 新
10	介護保険課長	入木 栄一
11	保険医療課長	川村 弘
12	健康増進課課長	池内 章
13	参事障がい福祉課長事務取扱	上田 和久
14	高齢者支援課長	石塚 栄一
15	福祉管理課長	坂田 弘之
16	子育て給付課長	宮本 福一
17	子ども育成課長	長尾 浩二
18	母子保健課長	寺尾 倫彦
19	住宅政策課長	明坂 浩
20	学校教育課教育企画監	和田 広信
21	人権・こども支援課長	西原 知佐子

●高知市地域福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 46 号)

(設置)

第 1 条 高知市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (5) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第 3 号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市地域福祉計画推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第 7 条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市地域福祉計画推進協議会（高知市地域福祉計画推進協議会設置要綱（平成24年3月13日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

＜施策の体系図＞

【基本理念】 だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

【スローガン】 地「参」地「笑」 福祉でまちづくり ～地域の宝（社会資源）を活かした「つながりのあるまちづくり」～

【基本目標】

【施策の方向性】

基本目標1

重点目標

地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化

1-1

住民主体の地域福祉活動の推進

1-2

地域の多様な主体がつながる（連携・協働）仕組みづくり

基本目標2

重点目標

「おたがいさま」「ほおちょけん」の住民意識づくり

2-1

地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進

2-2

保育や学校教育や生涯学習と連携した啓発の仕組みづくり

基本目標3

地域活動など社会とつながる多様な交流の促進

3-1

地域活動につながる多様な交流の機会づくり

3-2

多様な社会活動の仕組みづくり

基本目標4

地域や福祉の担い手づくり

4-1

多様な担い手の発掘と育成の仕組みづくり

4-2

既存の活動をつないでいく支援

基本目標5

重点目標

つながりのある相談支援体制の構築

5-1

地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

5-2

相談支援機関の連携体制の構築・強化

基本目標6

安全・安心につながる環境づくり

6-1

暮らしやすい生活環境の整備

6-2

災害時対策の充実

基本目標7

地域共生社会の実現のための体制基盤強化

7-1

市社協の役割の明確化及び機能強化

7-2

市の役割の明確化及び機能強化

<報告事項>

1. 国の動向

「地域共生社会に向けた包括的支援と
多様な参加・協働の推進に関する検討会」
(地域共生社会推進検討会)

最終とりまとめ(概要)

【抜粋】

令和元年12月26日

I 地域共生社会の理念

- **地域共生社会の理念**とは、**制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方**。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、**一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化**が求められている。
- 専門職による対人支援は、「**具体的な課題解決を目指すアプローチ**」と「**つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）**」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、**専門職による伴走型支援**と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、**地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り**といった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「**断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援**」の3つの支援を**一体的に行う市町村の新たな事業を創設**すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> ○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例)生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える**全ての地域住民**とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、**任意事業とし、段階的实施**とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、**市町村が裁量を発揮しやすい仕組み**とする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、**制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進**する必要がある。

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は**地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析**を行うとともに、**地域住民や関係機関等と議論**をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、**共通認識を持ちながら**取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- **事業実施後も**、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、**事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善**していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、**関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組み**とすべき。

3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、**事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある**。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、**研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めること**が重要。また、**市町村**においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけでなく、**職員全体に対して研修等を行う必要がある**。事業開始後も、**人材を組織的に育成**しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、**地域福祉計画の記載事項**とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- **都道府県**は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- **国**はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気かけ合う関係性

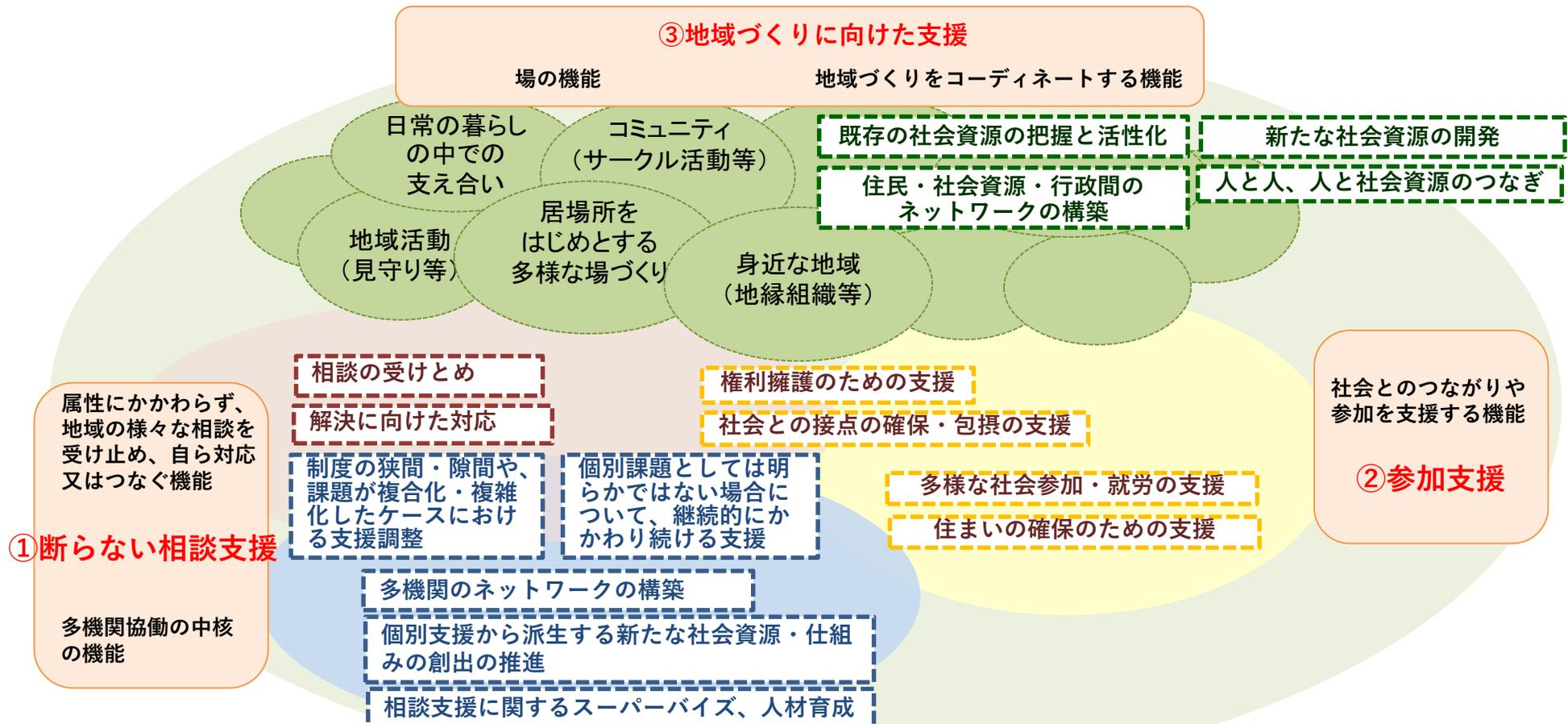
- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

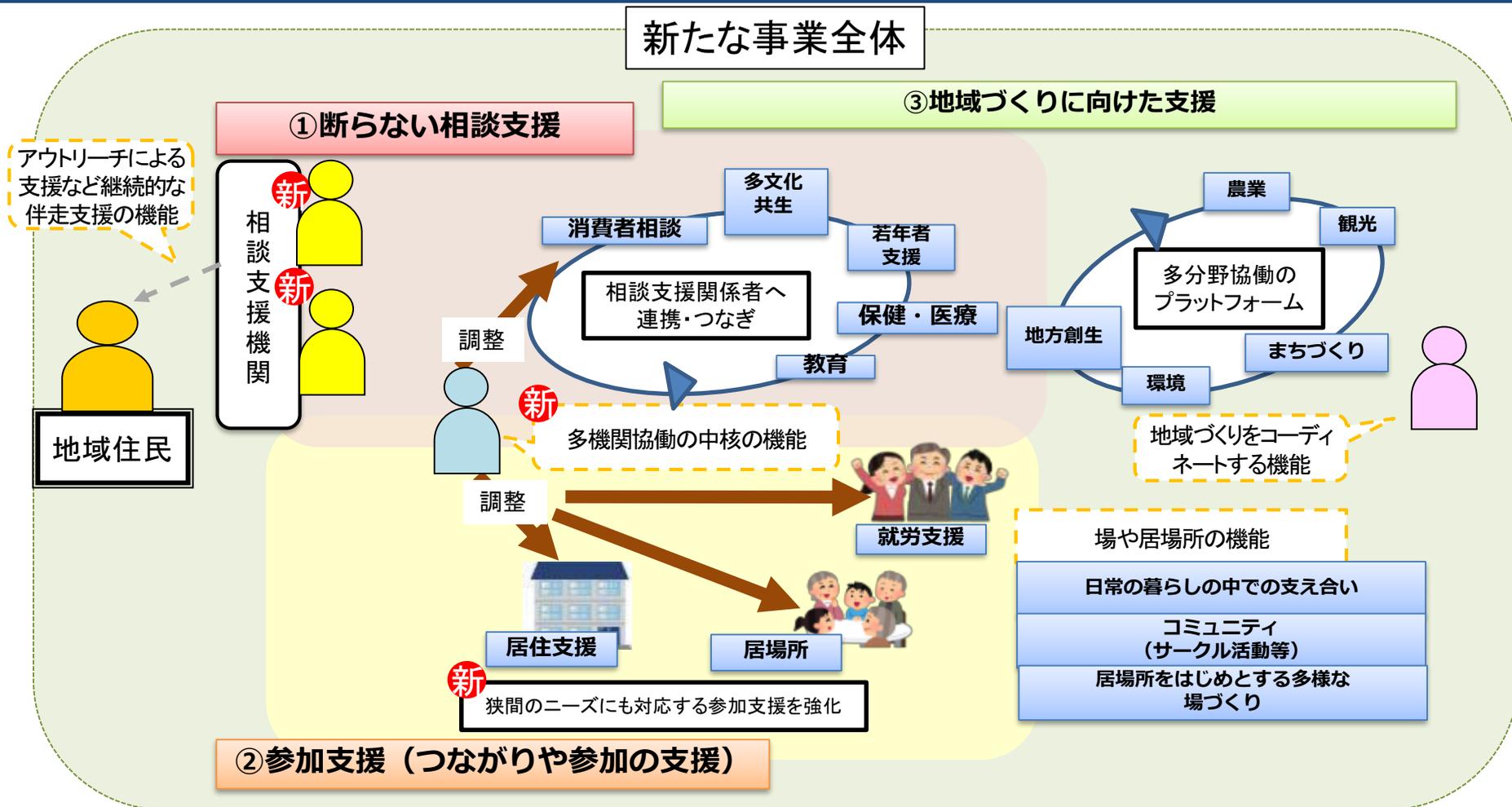
新たな包括的な支援の機能等について

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



新たな事業について(イメージ)

- 新たな事業を実施する市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
- また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。

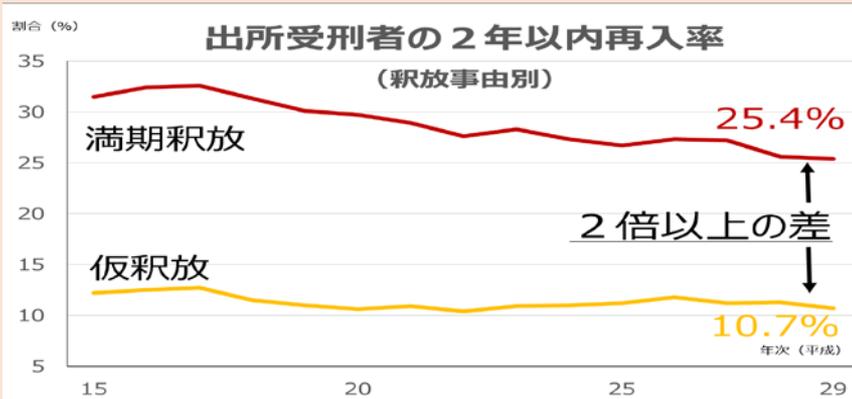


2. 再犯防止の推進に係る取組

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少
 ※ 2,726人 (直近5年間の平均)
 →2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
 ※ 策定団体数：22団体 (R1.10.1現在)

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

再犯防止推進計画について

1 国・県の動き

(1) 国の動き

- 平成29年12月 「再犯防止推進計画（平成30年度～令和4年度）」 閣議決定
- 令和元年12月 「再犯防止推進計画加速化プラン」 犯罪対策閣僚会議決定

(2) 県の動き

- 平成30年度より 国関係機関と再犯防止に関する勉強会開始
- 平成31年3月 「高知県再犯防止推進計画（2019～2023年度）」 策定

2 高知市のこれまでの動き

- 平成30年度より 国・県の勉強会に参加（3回）
高知県再犯防止計画策定検討会 委員として高知市より2名参加

3 地域福祉計画と再犯防止推進計画との関係性

- 平成29年12月厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」にて、地域福祉計画に盛り込むべき事項16項目の一つとして再犯防止に関することが示された。
- 令和元年9月現在 策定済の地方公共団体21団体（都道府県 16，市町村 4市1特別区）

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和2年度 高知市再犯防止推進計画策定に向け，外部有識者の意見を聴く場を設置
- 令和3年度 高知市地域福祉活動推進計画の中間評価にあわせ，高知市再犯防止推進計画を策定
（個別策定または地域福祉活動推進計画に包含）

3. 計画の推進に向けた取組について
(1) 高知市の取組

⇒別紙資料 1 参照

地域共生社会の構築

第2期高知市地域福祉活動推進計画
基本理念

だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

スローガン 地「参」地「笑」福祉でまちづくり ~ 地域の宝(社会資源)を活かした「つながりのあるまちづくり」 ~

【取り組み】

(1) 庁内連携体制の強化

- ▶ 庁内横断的な施策の企画や調整など、協働の中核を担う機能を持った部署を新設。
- ▶ 全庁的な取り組み体制を、必要に応じ段階的に整備。

「地域共生社会推進室」
「地域共生推進担当参事」

(2019年4月設置)

(2) 「地域力の強化」と「包括的支援体制づくり」

- ▶ 住民に身近な圏域に、様々な困りごとを相談できる「ほおっちょけん相談窓口」を設置し、行政と地域住民を含む多様な主体が協働して「つながり」のある支援ができる仕組みを構築する。

「ほおっちょけん相談窓口」の設置

(2019年11月5日開設)

- ▶ 課題解決への支援にあたっては、フォーマルおよびインフォーマルの様々な分野の関係機関が連携することが重要であることから、地域共生社会推進室においてその調整を行い、ネットワークづくりなど包括的な支援体制の構築を図る。

(3) 社会資源情報収集・提供体制の構築

- ▶ 日常生活の問題解決にあたっては、公的サービスだけでなく、既に地域にある民間のサービスやサロンをはじめとする地域活動など社会資源情報を知り、自ら選択することが大切。

⇒ 地域力(住民力)の強化

- ▶ 支援する側においても、地域の社会資源情報を把握し、支援する際に活用することが求められている。
- ▶ 同時にボランティア情報なども提供し、ボランティア活動や地域活動に参加しやすい環境を整える必要がある。
- ▶ 地域の様々な社会資源情報を収集し提供できる仕組みを構築し、足りない社会資源を創り出すことのできる環境を整備する。

高知くらしつなごうネット
(Licoネット)の導入

(2020年1月31日運用開始)



「地域力の強化」と「包括的支援体制づくり」

「地域力の強化」 地域住民が「地域を考え、課題解決を図る」



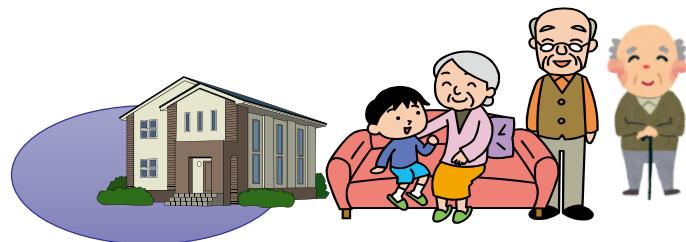
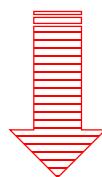
ア 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

- ◎ 「ほおっちょけん相談窓口」であった住民同士の支え合いなどで解決できる相談を地域の社会資源につないで解決を図る。
- ◎ 地区別に「ほおっちょけん相談窓口」の相談内容を分析整理し、関係機関も交え、地域の関係者と共有する仕組みをつくる。



高齢分野：生活支援体制整備事業（地域支援事業の）協議体 との調整が必要

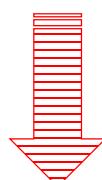
STEP I 「自分や家族が暮らしたい」という「地域を考える」



住民を中心とした話し合いの場、集いの場 など・・・



STEP II 自分の住んでいる「地域の課題」や「社会資源」を知る



学習会、勉強会 など・・・



STEP III 課題解決のために「足りない社会資源」や「仕組み」を考え創り出す



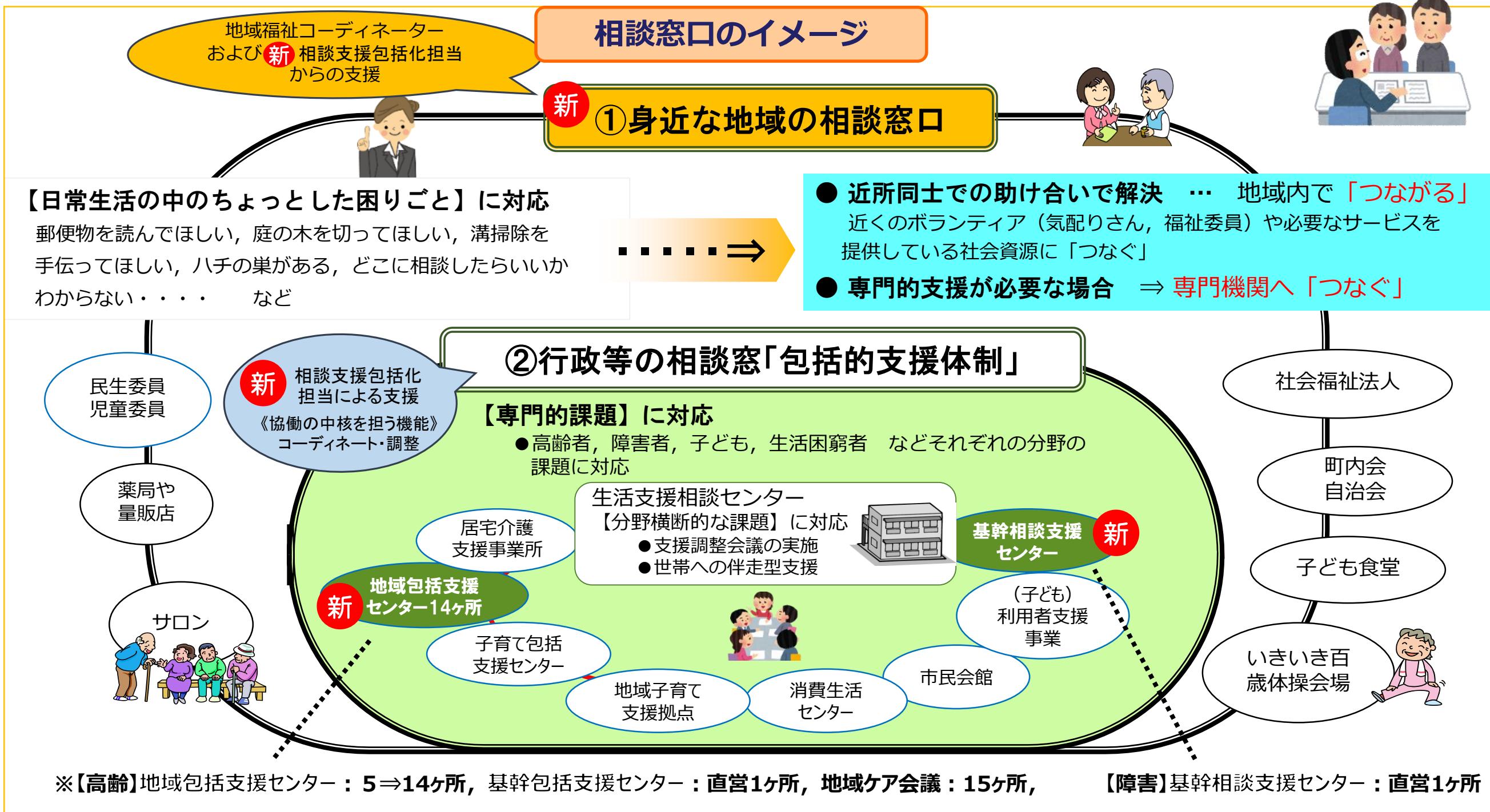
地域住民が主体となって「見守り」「生活支援」の仕組みづくり・・・





イ「住民に身近な圏域」で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- ◎ ①「身近な地域の相談窓口」、②「行政の相談窓口」は、「なんでも相談窓口」機能を持ちとりあえず相談を聞く。
- ◎ 相談内容に応じ、対応機関へ「つなぐ」。⇒「つなぎシート」を使用。
- ◎ **新設）相談支援包括化担当**は、①「身近な地域の相談窓口」、②「行政の相談窓口」への支援（関係機関調整など）を行う。



● 困りごとが深刻化する前に相談しやすいよう、「日常生活のちょっとした困りごとが相談できる」と謳う「なんでも相談窓口」を身近な地域に開設。

● どの相談窓口にも相談しても、保健・福祉・その他の分野が連動した適切な支援・サービスにつながる仕組みづくりを進める。

身近な地域の相談窓口



【基本コンセプト】

- 本来なら家族や近隣同士の助け合いで解決できるような困りごとや福祉制度に該当しない課題を抱え、相談できずに暮らしている方がいる。
- そういった困りごとを気軽に相談いただき、その内容に応じてボランティアなど地域の支援や専門機関につなげるなど、地域で自立した生活を維持するために必要な支援につなげる。

《考え方》

- 現在ある地域の資源を活用する（場所・人など）⇒ **新しいものは作らない**
- 地域には、**すでに「なんでも（困りごと）相談」窓口的機能を果たす専門職、会社がある。**
- 身近な地域の相談窓口で、地域内での助け合いやインフォーマルサービスにより解決できる課題に対応
⇒ **「受け皿」（つなぎ先）の確保なしには窓口の設置はできない。**
- ※まずは、その地域の社会資源（つなぎ先）の把握・整理（社会資源情報収集・提供事業の実施）**
- 「その地域内での支援（住民同士の助け合いやインフォーマルサービス）により解決する」ことで、支援する側の住民や多様な主体は、自然に地域の課題がわかってくる！ ⇒ **地域主体の新しい互助の仕組みや、社会資源の創出へ**
- また、「相談窓口」で把握した地域課題を整理し、地域の住民・多様な主体・行政などで共有する場を設け、その解決策の検討をすることで、住民同士や社会福祉法人などの見守りや生活支援など足りない社会資源の創設につなげ、地域が自然につながる仕組みの構築を目指す。
- この相談窓口が、地域住民にとって、**「あそこに行けば、なんとかなる」と思える場に・・・！**

【設置場所の選定】

- 薬局
まちかど相談薬局・高知家健康支援薬局・なんでも相談など
- 社会福祉法人
地域貢献・高知市社会福祉法人連絡協議会の取り組み

★ すでに相談窓口活動をしている

⇒ その活動をそのまま活かし、

つなげる仕組みへ

【モデル地区の選定】

- 比較的、地域活動が活発な地区を選定（H31年度は5地区）
旭 ・ 一宮 ・ 江ノ口西 ・ 春野 ・ 三里

※ 段階的に広げ、市内40か所の設置を目指す。（第2期地域福祉活動推進計画指標）



支援に……

～ つなぎます！あなたの暮らしの困りごと！～

ほおっちょけん相談窓口



【経過】

平成30年6月 ～ 平成31年3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

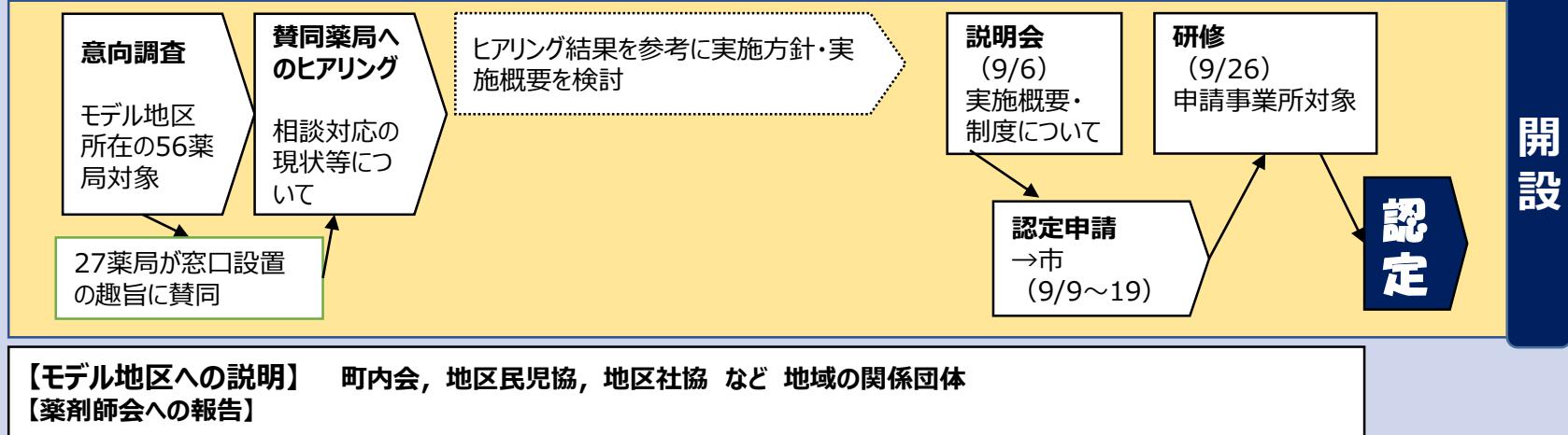
11月～

令和元年
11月5日
(火)

【準備】

- 事業コンセプトの決定
- 高知市薬剤師会への事業説明
 - ・理事会にて協力依頼および協議
- 県への説明
- 庁内共有
 - ・庁内関係各課および高齢者支援センター、出張所、窓口センター、ふれあいセンター、市民会館 各センター長会 等で説明
- 民児協、シルバー人材センターなど関係団体への事業説明
- モデル地区の選定
- 高知市社会福祉法人連絡協議会との協議

【開設までの流れ】



開設

相談対応 (随時)

- 【窓口への配布物】
- ・認定シール
 - ・ポスター
 - ・マニュアル
 - ・つなぎ先一覧

【開設箇所数：5地区27箇所（薬局：23 + 社会福祉法人：4）】

地区別数				
2020.1.31時点				
旭 (11) 薬局：10 社会福祉法人：1	一宮 (3) 薬局：1 社会福祉法人：2	春野 (2) 薬局：1 社会福祉法人：1	江ノ口西 (5) 薬局：5	三里 (6) 薬局：6

- 市民からの相談に応じて適切な支援機関に「つなげる」窓口として、趣旨に賛同いただいた27の薬局から、説明会実施ののち認定申請書を提出いただいたところを認定。
→認定薬局は市が提供する「さまざまな相談窓口（つなぎ先）一覧」などを活用し、相談に応じ支援機関につなぐ。簡単な相談記録メモを記入し市へ報告する。
- モデル地区に1箇所とは限定せず、手上げしていただいたところは全て認定。
(1地区に複数個所の設置となる)
- 認定窓口とならない場合、相談先の紹介として高知市社会福祉協議会のチラシの配布協力を行うことも選択できる。
※説明会後の認定申請の期間に、いずれかを薬局が選択。
- 社会福祉法人については、高知市社会福祉法人連絡協議会の取組みとして実施予定の相談窓口を認定。(説明会・研修会は別途実施)

【相談件数：18件】 (2019.11.5～2020.1.31)

3	2	3	6	4
---	---	---	---	---

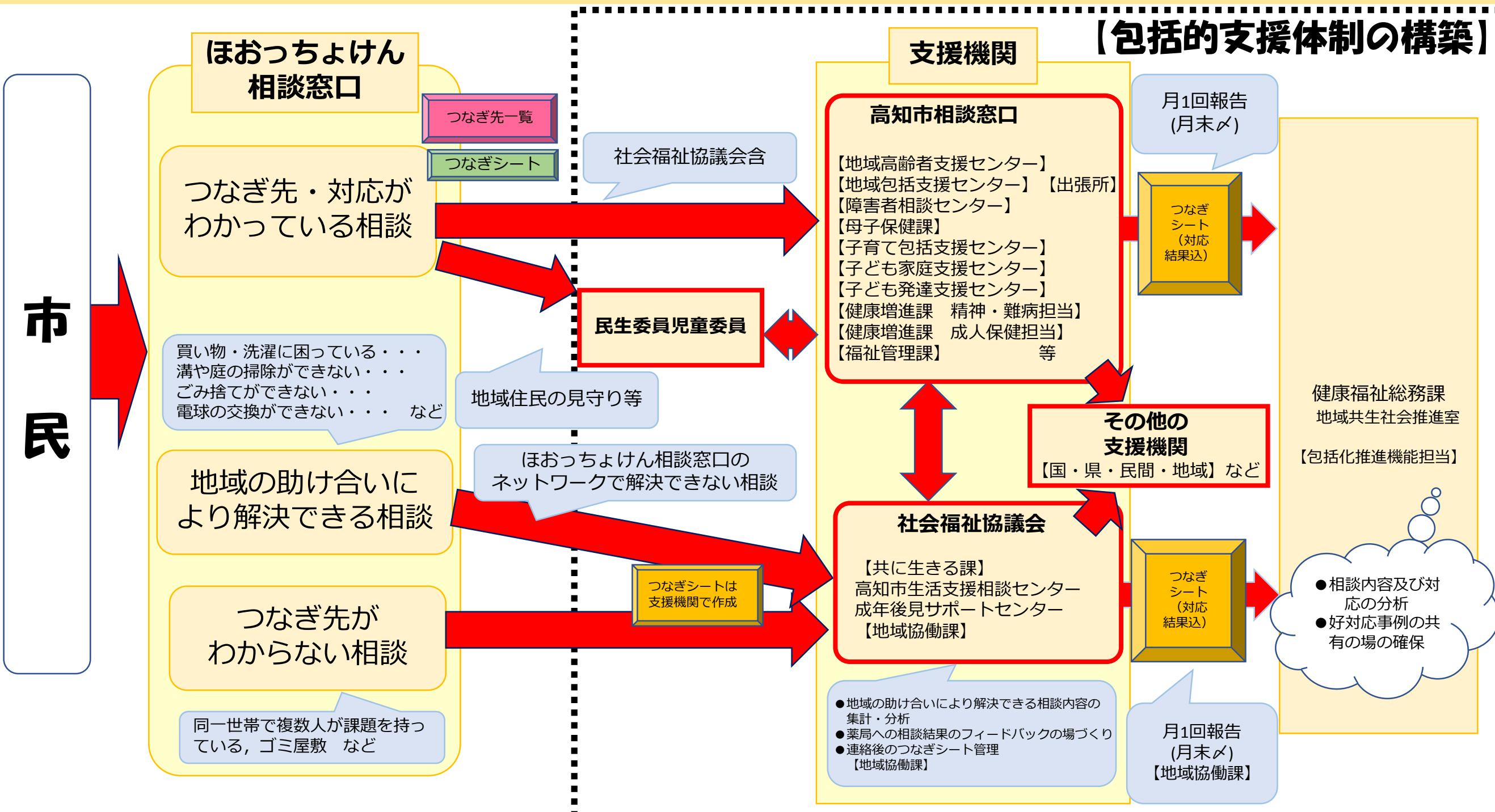
【相談内容 抜粋】

- 不燃物の当番を代理でしてくれる所はないか。⇒ シルバー人材センターへ
- 母の介護をしていた父が入院。退院後、自営業の継続が難しく生活が成り立たない。相談者は経済的援助は困難。
⇒ 高齢者支援センターで個別対応
- 自宅のソファを香南市まで運びたい。費用や業者等について知りたい。⇒ 社協対応
- 自宅近くの集いの場を教えて欲しい。⇒ 社協対応
- 寝室の電球が切れて困っている。電気屋もわからないし、誰に相談したらいいかわからない。
⇒ 民生委員につなぎ即日対応

このマークが目印



「ほおっちょけん相談窓口」からの相談支援の流れ



「ほおっちょけん相談窓口」の設置から「地域内をつなぐ」仕組みづくりへ

【地域の宝（社会資源：人・活動・モノ）を生かす仕組みづくり】

- 個別の相談内容に応じ、地域の資源（人・活動・モノ）につなぐ。
- 地区ごとに相談内容を整理・分析し、「話し合いの場」で地域の関係者と共有し、その地域に足りない資源サービスや活動などの創出につなげる。
- 「話し合いの場」については、地域で既に取り組まれている、地域住民や関係機関等が参加する話し合いの場を活用。該当する場がない場合には、地域住民等が主体となって話し合う場を創設する。

「ほおっちょけん相談窓口」の設置から「地域内をつなぐ」仕組みづくりへ



地域共生社会実現に向けた地域力の強化



住民の相談を包括的に受け止める場の整備

【身近な地域での開設】【相談の受け止め】

薬局 社会福祉法人 etc...

- 事業の趣旨に賛同いただいた事業所の協力
- 高知市社会福祉法人連絡協議会の取り組みと協働 (社会福祉法人の公益的な取り組み)

【広報・周知】

町内会(連合会) 民児協 地区社協 ボランティア etc...

- 地域の関係者への取り組み説明及び意見交換
- 地域の関係者の協力によるチラシの配布
- 小学校の協力によるチラシの配布 (一宮東小, 旭小, 旭東小, 横内小)

企画・立案

行政 ● 目指す姿 ● 取り組みの企画・立案

【バックアップ】

行政 市社協

- 包括的支援体制の構築
- 地域の関係者との連携の仕組みづくり
- 相談窓口への研修, フォロー

- 相談を整理分析し, 地域と共有できる場を設ける
- 住民と専門機関のネットワーク構築
- 個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みづくり

課題解決に向けた地域づくり

【既存の社会資源の把握・整理】

民児協 地域住民 地域の多様な主体 etc...

- 民生委員児童委員へのアンケート調査
- 地域住民との社会資源マップ作成
- 関係機関へのヒアリング(高齢者支援センター出張所・薬局等)

【課題解決に向けた話し合いの場】

町内会(連合会) 民児協 地域住民 地域の多様な主体 etc...

- 窓口に寄せられる課題を住民とともに考える場
- 社会福祉法人の公益的な取り組みを検討する場
- お互いに気づき学びあう場
- 日々の暮らしの中での支え合い

《取り組みの成果》

【地域への働きかけ】

- 支援者となり得る, モデル地区の関係団体に事業説明。
- 相談内容の共有や課題解決に向けた話し合いをする場 (ネットワーク) づくり

【「自助」「互助」に対する意識の変化】

- モデル地区の関係団体に事業説明をする中で, 自分達が支援者になるという役割にとまどいながらも, 事業の趣旨には賛同いただき, 少しずつネットワークづくりが進んでいる
- 民生委員, サロンお世話役の感想より「自分たちで出来ることは自分たちでしなければ…」 「窓口を通じて支え合いの関係づくりができれば…」

【社会資源の見える化】

- 「ほおっちょけん情報パンフレット」を作成。
- 高知くらしつなぐネット (Licoネット) の運用開始
- 相談窓口チラシに, 行政の相談窓口も併せて掲載



- サロンお世話役, 町内会長の感想より「地域に住んでいても知らない情報がたくさん。」 「足りない資源を充実させることができれば」
- 「今は困っていないが, いざという時のためにチラシが欲しい」と高齢者の声あり。相談窓口の情報が「あんしん」につながっている。

【地域活動にかかわる主体の拡大】

- 社福連の取り組みにおいて, 相談窓口の取り組みだけでなく, 施設の空きスペースを活用した住民の居場所づくりに向けて検討を開始。
- 新聞記事を見て, 企業より「チラシの配布に協力したい, つなぎ先にもなれる」との声あり。また, 「事業所内の場所を地域活動に使っていただきたい」との意向も。

“高知くらしつながるネット(愛称『Licoネット』)”

※『Licoネット』は、くらし= Living, つながる= Connect をあわせた愛称です。
サイトURL <https://chiiki-kaigo.casio.jp/kochi>

運用開始:1月31日(金)10時

●必要な生活支援情報を探せます！

市内の医療, 介護, 障害, 子育て, 地域資源の5分野の施設やサービス, 相談窓口等 (運用開始当初: 約2,700件) の名称・所在地・サービス内容等



●こんなときに・・・

- ①子育て世帯・・・自宅周辺の子育て支援情報を知りたい！
- ②近所のいきいき百歳体操会場やサロンとか・・・通いの場はどこにあるの？
- ③親の介護・・・自宅周辺の介護サービスって何があるの？ ⇒ **地図上で確認できます！！**

高知市では、「地域共生社会の実現」を目指し、様々な取組を進めています。この「高知くらしつながるネット」(愛称『Licoネット』(リコネット))は、その取組の一つであり、人と人、人と資源がつながることをイメージした名称としました。

市民のみなさまがライフステージに応じて、必要な、知りたい情報が得られる・・・生活に寄り添った頼れる存在になるよう、この『Licoネット』を育てていきます！

(1) 庁内連携体制の強化

- 令和3年度の機構改革に向け、全庁的な取組みが可能となる組織のあり方の検討を進める。
- 横断的課題や施策の検討を行う場として「地域共生社会推進委員会」を設置し取組みを進める。
- 縦割りの打破に向け、職員の意識改革を進めるため研修のあり方など検討する。

(2) 「地域力の強化」と「包括的支援体制づくり」

【ほおっちょけん相談窓口】

- 2024年度末までに、全小学校区での開設を目指す。
- 令和2年度の取組み
 - ・令和元年度モデル地区
モデル地区ごとの相談内容を地域と共有する場を設ける（ネットワーク会議）
 - ・令和3年度開設に向け、新規モデル地区の選定

【包括的支援体制】

- どこの相談窓口にも相談しても、保健・福祉・その他の分野が連動した適切な支援・サービスにつながる仕組みづくりを進める。
- 令和2年度の取組み
庁内の関係課と包括的支援体制の構築に向け協議⇒推進委員会にて方針決定

(3) 社会資源情報収集・提供体制の構築

【高知くらしつなごるネット（Licoネット）】

- 支援者向け説明会の実施。
- 掲載情報の充実およびニーズに応じた機能の充実を図る。
- 適切な情報提供となっているか検証し改善する。
- グループツールやイベントカレンダー機能の有効活用の推進。

3. 計画の推進に向けた取組について

(2) 高知市社会福祉協議会の取組

⇒別紙資料 2・3・4 参照

